

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	平成29年度登米市農業委員会第12回総会
開催日時	平成30年3月26日（月） 午前10時 開会 午後1時30分 閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者（委員）の氏名	1番 尾 張 勝 2番 鈴 木 巖 3番 田 島 幹 雄 4番 豊 澤 啓 司 5番 芳 賀 秀 二 6番 柴 崎 専 一 7番 佐々木 まき子 8番 阿 部 静 男 9番 二階堂 紀 一 10番 佐藤 久 順 11番 佐藤 幸 治 12番 秋 山 耕 13番 松 野 秀 郎 14番 上 野 栄 公 15番 阿 部 晃 徳 16番 門 馬 一 郎 17番 岩 淵 勉 18番 小野寺 義 幸 19番 櫻 井 利 光 20番 三 塚 芳 毅 21番 浅 野 和 宏 22番 鈴 木 泰 子 23番 五十嵐 幸 喜 24番 高 橋 清 範 (は欠席委員、 は遅参委員)
事務局職員職氏名	説明員：農業委員会事務局 事務局次長 芳賀勝弘、局長補佐 菅原克美、局長補佐 蛇好芳則、農地管理係 主査 千葉 暢、主査 千葉 康哉、主査 鎌田智之 書記：農業委員会事務局 局長補佐 蛇好芳則
議 題	同意第1号 農地利用最適化推進委員の辞任について 報告第38号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第39号 使用貸借権の合意解約について 報告第40号 農地の現状変更届出について 報告第43号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第86号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第87号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第88号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第89号 非農地証明願について 議案第90号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第91号 平成30年度農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について 議案第92号 平成30年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画 議案第93号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

	報告第 41 号 平成 30 年度登米市農業委員会当初予算について 報告第 42 号 登米市農業委員会事務局職員の任免について
会 議 結 果	議案第 85 号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第 86 号 承認相当との意見を付すこととした。 議案第 87 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 88 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 89 号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第 90 号 原案のとおり決定した。 議案第 91 号 原案のとおり決定した。 議案第 92 号 原案のとおり決定した。 議案第 93 号 原案のとおり決定した。
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	平成 29 年度登米市農業委員会第 12 回総会資料 ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 諸般の報告
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長 (高橋会長)	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」をおこないます。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、17 番 岩淵 勉 委員、18 番 小野寺 義幸 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日と決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。

議長	<p>日程第4、「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。</p> <p>農地利用最適化推進委員 金野 三千男 君より辞任届が提出されております。</p>
事務局	<p>事務局から説明及び辞任届を朗読させます。</p> <p>《事務局朗読》</p>
議長	<p>お諮りいたします。農地利用最適化推進委員 金野 三千男 君より辞任に対する同意について、これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>よって、農地利用最適化推進委員 金野 三千男 君の辞任については、同意することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第5、報告第38号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第38号「農地法第18条第6項の規定による届出」を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第39号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第39号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>日程第7、報告第40号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第40号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第8 報告第43号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第43号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>日程第9、議案第85号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p>

	<p>第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。 進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思 います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>地域との調和要件について、担当委員に対して事前に資料を送付し、確認して いただくこととしておりましたが、支障等について発言をお願いします。</p>
7番委員	<p>進行番号1番、6番について、7番 佐々木 まき子 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
14番委員	<p>進行番号2番、3番、7番について、14番 上野 栄公 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
18番委員	<p>進行番号5番について、18番 小野寺 義幸 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
11番委員	<p>進行番号10番、11番、13番について、11番 佐藤 幸治 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
4番	<p>進行番号12番について、4番 豊澤 啓司 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
17番委員	<p>進行番号17番について、6番 柴崎 専一 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
5番委員	<p>進行番号18番、19番、20番、21番、23番、24番について、5番 芳賀 秀 二 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>

15 番委員	<p>進行番号 24 番について、15 番 阿部 晃徳 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
26 番委員	<p>進行番号 26 番について、16 番 門馬 一郎 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
2 番委員	<p>進行番号 27 番、28 番、29 番について、2 番 鈴木 巖 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
8 番委員	<p>進行番号 31 番、32 番について、8 番 阿部 静男 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号 4 番、16 番については、私が支障のないことを確認しております。</p> <p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 85 号を採決します。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 85 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>《 休 憩 》</p> <p>再開します。</p>
議長	<p>日程第 10、議案第 86「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p>

及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。
先に第1分科会の報告をお願いいたします。

18番委員

18番 小野寺 義幸 委員

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されており、既に駐車場として利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に建売住宅4棟と集合住宅（アパート2階建て8部屋）1棟を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番から5番については、別紙議案説明資料16ページから27ページに記載されているとおりです。

2番から5番は事業者が同一で、申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲へ

の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

平成30年3月26日

現地調査委員	6番	柴崎 専一	委員
	18番	小野寺 義幸	委員
	19番	櫻井 利光	委員

議長

次に、第2分科会の報告をお願いいたします。

1番委員

1番 尾張 勝 委員

進行番号7番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用が認められない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して新築されるもので、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料34ページから36ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料37ページから39ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅兼事務所を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用が認められない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して新築されるもので、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に物置及びプレハブなどが既に設置されて、利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のおり報告します。

平成30年3月26日

現地調査委員 17番 岩 淵 勉 委員
1番 尾 張 勝 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより、議案第87号、議案第88号について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで議案第87号、議案第88号の質疑を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第87号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

次に、議案第88号を採決します。

本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第88号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたし

議長	<p>ます。</p> <p>日程第 13、議案第 89 号「非農地証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p> <p>これより一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 89 号を採決します。</p> <p>本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 89 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 14、議案第 90 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本案件については、所有権移転が 14 件、利用権設定が 69 件となっております。利用権設定の進行番号 2 番が 11 番 佐藤 幸治 委員 に関する案件、進行番号 61 番が 1 番 尾張 勝 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。はじめに「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号2番についての審議に入ります。</p> <p>本案件は 11 番 佐藤 幸治 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、11 番 佐藤 幸治 委員 の退席を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《退席を確認》</p> <p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認した ところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより議案第 90 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 2 番について、質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 90 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 2 番を採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 90 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 2 番は原案のとおり決定しました。</p>

<p>議長</p>	<p>11 番 佐藤 幸治 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p> <p>次に「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 61 番についての審議に入ります。</p> <p>本案件は 1 番 尾張 勝 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、1 番 尾張 勝 委員 の退席を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>《退席を確認》</p> <p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認した ところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより議案第 90 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 61 番について、質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 90 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 61 番を採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 90 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 61 番は原案のとおり決定しました。</p> <p>1 番 尾張 勝 委員 の入場を許可します。</p>

	《着席を確認》
議長	次に議案第 90 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
	《 休 憩 》
議長	説明が終わりました。 これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。
9 番委員	80 頁 進行番号 67 番の賃借料 20,000 円はなぜなのか。 81 頁 進行番号 69 番の貸出人は今月死亡していますが、このままで集積計画がよいのか。
事務局	20,000 円の金額設定は、賃借料情報であれば石越は 18,000 円くらいですが、貸出する時点で受け手となる方と一緒に申し込みしていると思います。その時点でお互いの金額がすり合わせされていると思います。 死亡されていることは、把握していませんでした。進行番号 69 番については取り下げになると思います。
議長	これで、質疑を終わります。 これから議案第 90 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。よって、議案第 90 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の委員に関する以外の案件については原案のとおり決定しました。

議長	<p>日程第 15 議案第 91 号「平成 30 年度農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 91 号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 91 号「平成 30 年度農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第 16、議案第 92 号「平成 30 年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
9 番委員	<p>事業計画の中で、最適化推進連携会議の意味は農業委員と農地利用最適化推進委員との情報共有や農地中間管理機構との連携を図る</p>

<p>事務局</p> <p>9 番委員</p> <p>議長</p>	<p>ため開催する。これまで何回か連携会議に出席しているが、農地中間管理機構との連携会議の開催はありましたか。</p> <p>分科会の在り方が、推進委員と農業委員との情報共有にはなるが連携にはならないのではないか。</p> <p>連携会議は、機構のコーディネーターが何回か連携会議で説明をしています。平成30年度については、さらに連携を深めていくように進めていきたい。分科会の在り方についても、今後検討していきたいと考えています。</p> <p>会長及び職務代理者、さらには運営会議の中でも検討していただきたい。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第92号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第92号「平成30年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>日程第17、議案第93号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第93号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>

	<p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 93 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第 18、 報告第 41 号「平成 30 年度登米市農業委員会当初予算について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 41 号「平成 30 年度登米市農業委員会当初予算について」を終わります</p>
議長	<p>日程第 19、報告第 42 号「登米市農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 42 号「登米市農業委員会事務局職員の任免について」を終わります。</p>
議長	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p> <p>会議を閉じます。平成 29 年度第 12 回登米市農業委員会総会を閉会します</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 30 年 3 月 26 日

議 長(会長)

高 橋 清 範

議事録署名人 17 番

岩 淵 勉

議事録署名人 18 番

小野寺 義 幸